

平成17年9月26日

各区の自治基本条例における情報公開や住民参加等に係る規定

杉並区自治基本条例（抄）

（基本理念）

第3条 区民等及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまち杉並を、協働により創っていくことを目指すものとする。

2 前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする。

（区民の権利）

第4条 区民は、区政に参画する権利及び区政に関する情報を知る権利を有する。

2 区民は、地方自治法（昭和22年法律第67号）で定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権並びに議員及び長等の解職請求権等を有するほか、第27条で定める住民投票を請求する権利を有する。

（事業者の権利及び責務）

第6条 事業者は、第4条第1項に規定する権利を有し、地域社会の一員として、前条に規定する負担を分任する義務を果たすとともに、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

（区議会の情報の公開及び提供）

第9条 区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

（行政手続）

第16条 区は、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民等の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続に関し共通する事項を定めなければならない。

（情報の公開及び提供）

第17条 区は、区民等の知る権利を保障し、公正で開かれた区政の進展を図るため、別に条例で定めるところにより、区政に関する情報を積極的に区民等に公開し、提供することにより、区民等との情報の共有に努めなければならない。

(個人情報保護)

第 18 条 区は、区民の基本的な人権の擁護と信頼される区政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、自己に関する個人情報の閲覧等を求める区民の権利を保障する等、個人情報の保護に努めなければならない。

(説明責任)

第 19 条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について区民等に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。

(区民等の要望の取扱い)

第 20 条 区は、区民等の区政に関する要望等を迅速かつ誠実に処理し、区民等の権利利益の保護に努めなければならない。

(行政評価)

第 21 条 区は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な区政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(参画及び協働の原則)

第 25 条 区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。

2 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(住民投票)

第 26 条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(住民投票の請求及び発議)

第 27 条 区に住所を有する年齢満 18 年以上の規則で定める者は、規則で定めるところにより区政の重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から区長に対して住民投票を請求することができる。

2 区議会の議員は、区政の重要事項について、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て住民投票を発議することができる。

3 区長は、区政の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 第 1 項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第 74 条第 2 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項まで及び第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例によるものとする。

(政策に係る区民等の意見提出手續)

第28条 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提出された区民等の意見に対する区の方考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものは、この限りでない。

(附属機関等への参加)

第29条 区は、附属機関等の委員への区民等の参加に努めなければならない。

「文の京」自治基本条例(抄)

(参画と協力)

第4条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調整し、協力し合い、連携を図る。

(情報共有)

第5条 各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域の課題及び地域の課題を解決するための活動に関する情報の共有を図る。

(区民の権利)

第8条 区民は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 区民は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(地域活動団体の権利)

第10条 地域活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 地域活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(非営利活動団体の権利)

第12条 非営利活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 非営利活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(事業者の権利)

第14条 事業者は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 事業者は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(区議会の情報の共有と説明責任)

第22条 区議会は、積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(区議会の区民参加と活性化)

第23条 区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議会の活性化を図り、開かれた区議会を目指す。

(情報の共有と説明責任)

第27条 執行機関は、職務の執行に当たり積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画)

第28条 執行機関は、協働・協治の視点に立って、政策の立案、実施及び評価の各段階において、区民等の参画を図り、開かれた区政を目指す。

(区政に関する情報の公開)

第31条 区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的に公開する。

2 区は、区政に関する情報を公開するに当たっては、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(区の説明責任)

第32条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について、区民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。

(区民等の情報公開)

第33条 区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努める。

(区民等の説明責任)

第34条 区民等は、自らが行う公共的な活動について、相互に説明するよう努める。

(区への提案制度)

第35条 区は、区民等が区政に関する公共的な提案ができるようにし、その提案に対しては、協働・協治の視点に立って適切に対応しなければならない。

(各主体相互の活動への参画)

第36条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に相互に参画し合い、連携を図るために対話し、交流し、学び合う。

2 区は、区民等が活動に相互に参画し合えるしくみをつくる。

(区の政策等の周知)

第37条 区は、区政の基本的な指針、政策及び計画について、その内容を明確にし、区民等にわかりやすく周知しなければならない。

(区民等の意見表明)

第38条 区民等は、区の重要な政策及び計画の策定に関して、意見を表明することができる。

2 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、区民等からの意見を聴取し、

その意見に対する考え方を公表しなければならない。

(住民投票)

第39条 区は、文京区に係る重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

足立区自治基本条例(抄)

(区民の権利及び責務)

第3条 区民は、自治の主体として、区政運営に参画する権利並びに区が保有する情報の公開及び提供を受ける権利を有する。

2 区民は、区政に参画するにあたっては、自治の主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 区民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する区民は、その行使の機会を生かすように努めるものとする。

(区政運営の基本原則)

第6条 区は、基本理念を実現するために、次に掲げる基本原則に基づいて区政を運営しなければならない。

(1) 区は、区民の自主性を尊重するとともに、公共的課題を解決するため、責務と役割を区民と分担しながら、協働して区政を運営するものとする。

(2) 区は、区政に関する情報を区民と共有するものとする。

(3) 区は、区民が区政運営に積極的に参画し、協働できるように努めるものとする。

(4) 区は、前3号の原則を踏まえ、総合的、計画的かつ効率的な区政運営に努めるものとする。

(情報の公開及び提供)

第7条 区は、区政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、参画と協働による開かれた区政を実現するため、別に条例で定めるところにより、区が保有する情報を積極的に公開し、提供しなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 区は、区民の権利及び利益が侵害されないように、別に条例で定めるところにより、個人情報を保護しなければならない。

(区民参画の仕組の整備)

第9条 区は、協働による区政運営を進めるため、区民の参画を保障する仕組を整備しなければならない。

(区民意見表明制度(パブリックコメント))

第10条 区は、重要な政策及び計画の策定にあたり、事前にその案を公表し、

区民が意見を述べる機会を設け、当該意見に対する区の考え方を公表する区民意見表明制度(パブリックコメント)の手続を実施しなければならない。

(住民投票)

第11条 区長は、区の存立にかかわること並びに区民の生命、身体及び財産に著しい影響があることその他の区政の重要事項について、区民の意思を直接確認する必要があると認められるときは、住民投票を実施することができる。

2 前項の場合において、住民投票の実施について必要な事項は、別に条例で定める。

(行政評価)

第15条 区は、効果的かつ効率的な区政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を公表しなければならない。

(行政手続)

第16条 区は、行政手続に関し共通する事項について、別に条例で定めるところにより、区民の権利及び利益の保護に努めなければならない。

(説明責任)

第17条 区は、区政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、区政について区民にわかりやすく説明しなければならない。

(区民からの意見及び要望)

第18条 区は、区政に対する区民の信頼を確保するため、区民からの意見及び要望を迅速かつ誠実に処理しなければならない。

(区議会の情報の公開及び提供)

第23条 区議会は、議会に対する区民の信頼が深められるように、別に条例で定めるところにより、区議会に関する情報を積極的に公開し、及び提供し、開かれた議会運営に努めるものとする。

中野区自治基本条例(抄)

(自治の基本原則)

第2条 区民は、自らの意思と合意に基づき、共通する幸福と豊かさを追求するために自治を営む。

2 区民は、区政への参加及び監視により、より良い区政の実現を目指す。

3 区は、区民の自治の営みを基本に区政を運営しなければならない。

4 区は、区民と区との十分な情報共有を基に、区民に区政への参加の機会を保障しなければならない。

5 公益のために活動する区民の団体と区とは、その共通する目的を達成するため、協力し合う。

(区民の権利及び責務)

第 3 条 区民は、区の政策の企画立案、検討、実施、評価及び見直しのすべての過程に参加する権利を有する。

2 区民は、区の保有する情報を知る権利を有する。

3 区民は、区政への参加に当たって自らの発言と行動に責任を持ち、安心して生き生きと暮らせる地域社会の実現に向けて努めるものとする。

(区議会の役割及び責務)

第 4 条 区議会は、区民を代表して重要な意思決定を行う議決機関であるとともに、執行機関の行政運営を調査し、及び監視し、適正かつ効果的な行政運営を確保する権能を有する。

2 区議会は、区議会の保有する情報を公開し、区民との情報共有を図るものとする。

(執行機関の役割及び責務)

第 5 条 執行機関は、政策の企画立案、検討、実施、評価及び見直しのすべての過程に係る情報を分かりやすく区民に提供するように努めるとともに、区民の求めに応じて区政情報を公開しなければならない。

2 執行機関は、行政運営における公平性及び公正性を確保し、区民の権利及び利益を保護しなければならない。

3 執行機関は、効率的かつ効果的な行政運営を行わなければならない。

(行政手続)

第 9 条 執行機関は、区民の権利及び利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する事項を定め、行政運営における公平性及び公正性の確保並びに透明性の向上を図らなければならない。

(行政運営の改善)

第 10 条 執行機関は、行政活動の成果を示す目標を設定するとともに、その達成度を評価することにより、行政運営の改善を図らなければならない。

(公益通報)

第 11 条 執行機関は、行政運営上の職員の違法な行為等による公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する事項を定めるものとする。

(区民の不利益救済制度)

第 12 条 執行機関は、区民の権利及び利益の保護を図り、行政運営の過程で区民が違法又は不当に受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消するため、不利益救済の仕組み等を整備しなければならない。

(個人情報保護)

第 13 条 執行機関は、保有する個人情報を保護しなければならない。

(区民参加の手続等)

第 14 条 行政運営への区民の参加の手続は、行政活動の内容、性質及び重要

性に応じ、個別意見の提出、意見交換会、パブリック・コメント手続等の執行機関の定める適切な形態及び方法によるものとする。この場合において、次に掲げる事項の決定については、原則として、意見交換会及びパブリック・コメント手続を経るものとする。

- (1) 区の基本構想及び宣言等の策定又は改廃
- (2) 基本計画及び個別計画の策定又は改廃
- (3) 次に掲げる事項に関する条例の制定若しくは廃止又は当該事項に係る改正の案の策定
 - ア 区政運営に関する基本的な方針を定めることを内容とするもの
 - イ 広く区民に義務を課し、又は権利を制限するもの
- (4) 広く公共の用に供される大規模施設の建設に係る基本的な計画の策定又は変更

2 執行機関は、区民の参加により示された意見を踏まえ、区民の総意又は合意点を見極めるものとする。

3 執行機関は、区民の意見の取扱い等について説明責任を果たさなければならない。

(住民投票)

第 1 5 条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て制定された、事案ごとに住民投票を規定した条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 前項の条例においては、投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

3 区長は、住民投票で得た結果を尊重しなければならない。

(住民投票の請求及び発議)

第 1 6 条 区民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の 5 0 分の 1 以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を区長に請求することができる。

2 区議会議員は、法令の定めるところにより、議員の定数の 1 2 分の 1 以上の区議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を議案として区議会に提出することにより住民投票を発議することができる。

3 区長は、自ら住民投票を発議することができる。